

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
規制の名称	支給認定手続
規制の区分	新設・改正（拡充・緩和）・廃止
担当部局	子ども・子育て本部
評価実施時期	平成31年1月
1. 規制の目的、内容及び必要性	<p>今般の措置は、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とした子育てのための施設等利用給付を創設するものである。</p> <p>支給認定手続に係る規制として、子供の保護者が、子育てのための施設等利用給付を受けるためには、市町村から、保育の必要性の認定を受けなければならないことを規定する。</p> <p>当該規制は、支給認定手続を行うことにより上述の施設等を利用する子供の保育の必要性について、市町村が客観的基準に基づいて認定し、子育てのための施設等利用給付を適正に支給するために必要である。</p>
2. 直接的な費用の把握	
① 遵守費用	遵守費用として、申請を行う利用者においては、書類の作成、届出に要する費用が発生する。
② 行政費用	行政費用として、支給認定を行う市町村においては、支給認定の受付、内容の確認、結果の通知といった事務手続きに関する費用が発生する。
3. 直接的な効果(便益)の把握	我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てのための施設等利用給付を創設し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。
4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握	特段想定されない。
5. 費用と効果(便益)の関係	当該規制の導入に際しては、一定の遵守費用及び行政費用(上記2. 参照)の発生が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。一方、上述の施設等を利用する子供の保育の必要性について、市町村が客観的な基準によって認定することにより、子育てのための施設等利用給付を適正に支給することができる。さらに、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る便益(上記3. 参照)が大きいため、当該規制を導入することが妥当である。
6. 代替案との比較	規制の性質上、規制内容のオプション(度合い)を想定することはできないため、評価を行わない。
7. その他の関連事項	特段活用していない。
8. 事後評価の実施時期等	当該規制については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案附則第18条第2項に基づき、法施行後5年を目途に、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。